

1 【16-8 審判前の保全処分申立事件（財産管理者選任・保佐命令）】

2 平成28年(家口)第△△号

3 (本案 平成28年(家)第△×号保佐開始の審判申立事件)

4 審 判

5 住所 A県B市C町△丁目×番×号

6 申 立 人 甲 野 太 郎

7 同手続代理人弁護士 丙 川 一 郎

8 本籍 D県E市F町×丁目×番地

9 住所 G県H市I町×丁目番×号×—××

10 本 人 乙 山 花 子

11 昭和2年10月×日生

12 上記申立人からの審判前の保全処分（財産の管理者の選任）申立事件について、
13 当裁判所はその申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

14 主 文

15 1 本人についての保佐開始の審判申立てについての審判が効力を生ずるまでの
16 間、本人の財産の管理者として次の者を選任する。

17 住 所 A県B市D町×丁目×番×号 ○○ビル2階

18 氏 名 山 田 太 郎

19 2 本人は、保佐開始の申立てについての審判が効力を生じるまでの間、財産上
20 の行為（民法9条ただし書に規定する行為を除く。）につき、財産の管理者の
21 保佐を受けよ。【注】

22 3 手続費用は申立人の負担とする。

23 平成28年5月×日

24 A家庭裁判所

1

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

2

- 3 【注】本人による財産処分の危険性が高いケースはあまりないため（特に後見），財産管
理者の選任に加えて後見命令・保佐命令・補助命令を認める例は少ない。